

【資料1】

(案)

令和 年 月 日

埼玉中部環境保全組合  
管理者 宮 崎 善 雄 様

埼玉中部環境保全組合  
新たなごみ処理施設等建設検討委員会  
委員長 荒 井 喜 久 雄

答 申 書

埼中環保第99号（令和4年8月25日付）の諮問について、下記のとおり答申します。

記

答 申 鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書（令和3年9月16日締結）を踏まえて調査研究及び検討した結果、建設予定地は鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である。

## 答申に対する附帯意見

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、埼玉中部環境保全組合（以下「本組合」という。）が当該事業を推進するにあたり、検討委員会の総意として留意してほしい事柄を附帯意見として以下のとおり記述しました。

- 1 ごみ処理施設の建設には、地元の方々の事業に対する合意形成が極めて重要です。旧鴻巣行田北本環境資源組合（以下「前組合」という。）等と建設予定地の地元（以下「地元」という。）との話し合いの実績等を参考に、今後、本組合と地元とがよりよい関係を築き、共に協力連携しながら、事業を推進されるよう要望します。
- 2 ごみ処理施設の建設には、多額の事業費を要することが予測されます。このことから、災害や土質の対策を始め、事業全般にわたり経費節減に努め、過大な費用を計上することなく事業を推進されるとともに、積極的な情報発信や事業説明に努められることを要望します。
- 3 埼玉中部環境センターは、操業から39年となり、老朽化が進んでいます。ごみ処理の事業が停滞することのないよう一日も早い新たな施設の建設が必要です。今後は、本組合における今までの実績や既存の資料などを活用しながら、より効率的にスピード感をもって、事業を推進されるよう要望します。

## 調査研究・検討のまとめ

検討委員会での調査研究・検討（以下「調査」という。）の結果を次のとおりまとめました。

### （１）調査の経過

埼玉中部環境保全組合管理者の諮問に対する調査の概要及び経過は以下のとおりです。

第１回検討委員会では、諮問に対する調査をどのような内容及び日程で行ったらよいかを、「委員会での協議の進め方（案）」と、「委員会のスケジュール（案）」を基に協議しました。

第２回検討委員会からは、前回で了承された「委員会での協議の進め方」及び「委員会のスケジュール」に基づき、「当建設予定地（鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書に掲げられた建設予定地）の現状について」「ごみ処理の事業に対する地元協議の経過等について」の調査、さらに現地に出向いての確認作業を行っております。

第３回検討委員会では、前回の調査の中で質問が多かった水害対策及び造成の方法についてを「当建設予定地で事業を進める場合の留意点について」の中で調査しました。

さらに、前回の検討委員会で調査した「必要とされる面積の確保」を始め、「現況の土地利用及び将来の開発」「利便性（位置、交通アクセス）」「環境への影響・災害等の対応」「法的制約（主要なもの）」「経済性」の６項目を基に、諮問された建設予定地にごみ処理施設を建設することが可能であるかを、前回に引き続き、調査しております。

また、現在の埼玉中部環境センターの老朽化の状況を調査し、その現状を把握することで、新たな施設の早急な整備の必要性について再確認しました。

## (2) 調査の成果

上記の調査の内容を大別すると、①多様な角度からの当建設予定地の現状等、②地元住民の当該事業に関する話し合いの経過等、③埼玉中部環境センターの老朽化の状況の3点です。

①については、前記の6項目を題材として検討したもので、いずれの項目についても、「現時点で問題となるものはなく、当建設予定地は建設可能な場所であると考えます。」との結論になりました。

なお、当建設予定地の災害や土質への対応については、具体的な方法を示しつつ、対応策を検討した結果、対応可能であること。さらに、当建設予定地と類似した条件の場所での対策事例などを調査し、当建設予定地が類似の場所と同程度の内容で対応できると推察されることなどを確認しています。

②については、平成27年度から7年にわたる地元と前組合等との話し合いの内容等を調査する中で、当時、地元が当該事業に対して、一定の合意の下、建設的な立場で様々な話し合いを行っていたことなどを認識することができ、ここでの意見や要望は、本組合が新たに当建設予定地で事業を進めるとした場合、それを効率的に進める上で貴重な参考資料になるとの結論になりました。

③については、埼玉中部環境センターは、適宜、設備の点検や補修、さらには平成10・11年度でダイオキシン対策と設備の機能回復を目的とした工事を実施するなどして、施設の維持管理を行ってきました。その結果、長期間、継続的で安定した操業が行われていますが、一方で、平成15年度から3回にわたって実施された精密機能検査の結果からは、施設の老朽化が進行していることを認識することができ、当センターが良好な状態を維持している間での新たな施設の早急な整備が必要であるとの結論になりました。

### (3) 調査のまとめ

調査のまとめは以下のとおりです。

- ①当建設予定地は建設可能な場所であること。また、災害や土質の対策については、県内の同条件の場所での整備と大差がないことが推察され、施設の建設に特段の支障がないこと。
- ②当建設予定地についての地元と前組合等との話し合いは、一定の合意の下で行われたと推察されることから、今後の円滑な 地元との合意形成及び効率的な事業推進に寄与する貴重な参考資料になること。
- ③埼玉中部環境センターは、施設の老朽化が進行していることから、早期の現施設に代わる新たな施設の建設が求められていること。

以 上

※管理者へ答申する際は、答申書に併せて答申にあたっての説明資料として、建設検討委員会の協議に使用した資料、及び会議録1式を添付する予定です。